

### 同和問題について考えてみませんか

平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されて1年が経ちます。

差別発言やインターネット上への差別を助長するような内容の書き込みなどは、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

●人権推進課 (☎0848-37-2631)

### 確定申告等で障害者控除を受けられる場合があります

65歳以上の人で、身体障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、身体・知的障害者認定基準に準じていれば、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。

※要介護認定を受けていない人は、診断書(有料)が必要。  
※認定書の交付には日数を要しますので、早めに申請してください。

■控除額  
障害者控除 所得税27万円、住民税26万円  
特別障害者控除 所得税40万円、住民税30万円  
●高齢者福祉課 (☎0848-38-9137)

### 金曜は午後7時まで市民課関係窓口を時間延長します

- 本庁市民課、因島総合支所市民生活課
- 戸籍、住民票、印鑑・所得証明書の発行、マイナンバーカード・パスポートの受け取りなど  
※住所変更、パスポートの申請はできません。
- 市民課(☎0848-38-9102) 因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)  
※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。
- 収納課(☎0848-38-9172) 因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

### 事業者の皆さんへ償却資産の申告はお早めに

市内で事業を営んでいる個人や法人(工場や商店などの経営、駐車場やアパートなどの貸し付け、太陽光発電設備を設置し売電している人など)のうち、毎年1月1日現在、市内に償却資産を所有している人は、平成30年1月31日(水)までに申告してください。

■償却資産とは  
土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その事業のために用いている構築物・機械・器具備品などのこと。  
※毎年申告している人には、「償却資産申告書」を12月中旬に発送します。申告書が届かない人や新たに申告が必要な人は、ご連絡ください。  
●資産税課 (☎0848-38-9164)

### 各家庭で火災予防対策を

今年9月9日に市内の住宅密集地で2件の火災が発生し、多くの人が被災されました。各家庭で予防対策を徹底し、火災を出さないよう注意しましょう。

#### 火の用心 7つのポイント

- 1 家の周りに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3 天ぷらを揚げるときはその場を離れない。
- 4 風の強いときは、たき火をしない。
- 5 子どもには、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。



#### 住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器は尾道市火災予防条例により、すべての住宅に設置が義務付けられています。まだ、設置されていない人は速やかに設置してください。

住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします。古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。



●消防局予防課(☎0848-55-9123)

### 固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます

所有権移転登記が1月1日(賦課期日)を越えたときは、次年度も旧所有者に課税されます。

固定資産を売買・相続等したときは、早めに法務局で所有権移転登記をしてください。

- 所有者が死亡したときは、相続登記が完了するまでの間、相続人の中から納税通知書等の書類を受け取る代表者を届け出てください。
  - 今年の1月2日以降に土地や建物の用途等、固定資産の内容の異動があった場合や、納税義務者の住所等の変更があった場合も届け出をお願いします。
- ※山林や農地を太陽光発電設備用地や駐車場等として利用した場合、宅地または雑種地として認定するため、評価額や税額が大きく上がります。詳しくはお問い合わせください。

●資産税課 (☎0848-38-9162・☎0848-38-9164) 因島瀬戸田資産税係 (☎0845-26-6228)

### 高額療養費の支給申請は確定申告前に(国民健康保険)

確定申告で医療費控除を受ける人は、前年中に支払った医療費の領収書を提出する必要があります(e-Taxの場合は不要)。

また、国民健康保険の高額療養費(※1)を申請する場合にも、支払額を確認するため領収書の原本が必要ですので、高額療養費の支給申請は、必ず確定申告前にしてください。(この場合、領収書は申請後に返却します。)

(※1)同一月内に医療費の負担額が自己負担限度額を超えた場合、申請により限度額を超えた負担分を高額療養費として支給します。



●詳しくは、保険証更新時の封筒に同封している「おのみちの国保」しおりの16~19頁をご覧ください。

●保険年金課 (☎0848-38-9142)

### 平成30年2月末まで無料でマイナンバーカードの申請をお手伝いします

期間限定で、市民課で写真を撮影して、インターネットからの申請を代わりに行います。(撮影した写真の印刷やデータのお渡しはできません。)

場 所 本庁市民課のみ※各支所ではできません。  
日 時 平成30年2月末まで 平日9:00~17:00  
持参物 ・本人確認書類(運転免許証、保険証など)  
・マイナンバーカード交付申請書(お持ちの人のみ)



無料ですので、この機会にぜひマイナンバーカードの申請をしませんか

●市民課(☎0848-38-9102)



ここが申請書です



●料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。●日時期間 場場所 対象内容 内定員 料金額 持参物 備考 申し込み方法 申込先 問い合わせ先 電話番号 FAX 電子メール ホームページ